

## バーゼルⅡに関するQ&A

(平成 23 年 9 月 12 日追加)

以下に記されている条文番号は、特に記載のない限り、銀行法第 14 条の 2 に基づく告示の条文番号となっています。

### 【マーケット・リスク】

#### 【第 9 章 (マーケット・リスク) 関係】

<ストレス・バリュアット・リスク>

【関連条項】第 274 条第 3 項第 9 号

第 274 条-Q1 「適切なストレス期間を含む十二月」はどのように特定されますか。(平成 23 年 9 月 12 日追加)

(A)

「適切なストレス期間を含む十二月」とは、銀行のポートフォリオに関連する市場リスク・ファクター等が大きく変動することにより、金融システム全体に重大な損害が発生した期間を含む連続した 12 ヶ月間をいいます。

バーゼル銀行監督委員会による最終文書「Revisions to the Basel II market risk framework」(平成 21 年 7 月 13 日公表) のパラグラフ 718(L x x vi) (i)においては、多くのポートフォリオで、2007 年/2008 年の 12 ヶ月間がストレス期間に当たることが例示されていますが、銀行は、当該記載も踏まえつつ、自行のポートフォリオのリスク特性等に照らし、適切なストレス期間を含む 12 ヶ月を特定することが必要となります(注)。

なお、ストレス・バリュアット・リスク計測の趣旨に鑑み、「適切なストレス期間を含む十二月」については、特定後も適時に(例えば、市場が大きく変動した場合、ポジションに大きな変更が生じた場合等)及び定期的な検証を行い、必要がある場合にはこれを見直すことが求められています。

(注) 内部モデル方式を用いていない銀行が新規に内部モデル方式の承認申請する場合には、「適切なストレス期間を含む十二月」の特定を含めて、第 272 条の金融庁長官の承認を受けることが必要となります。他方で、既に内部モデル方式の使用の承認を受けている銀行が新たに「適切なストレス期間を含む十二月」を特定する場合には、第 278 条に基づいて、金融庁長官に変更に係る届出を行うことが必要となります。